

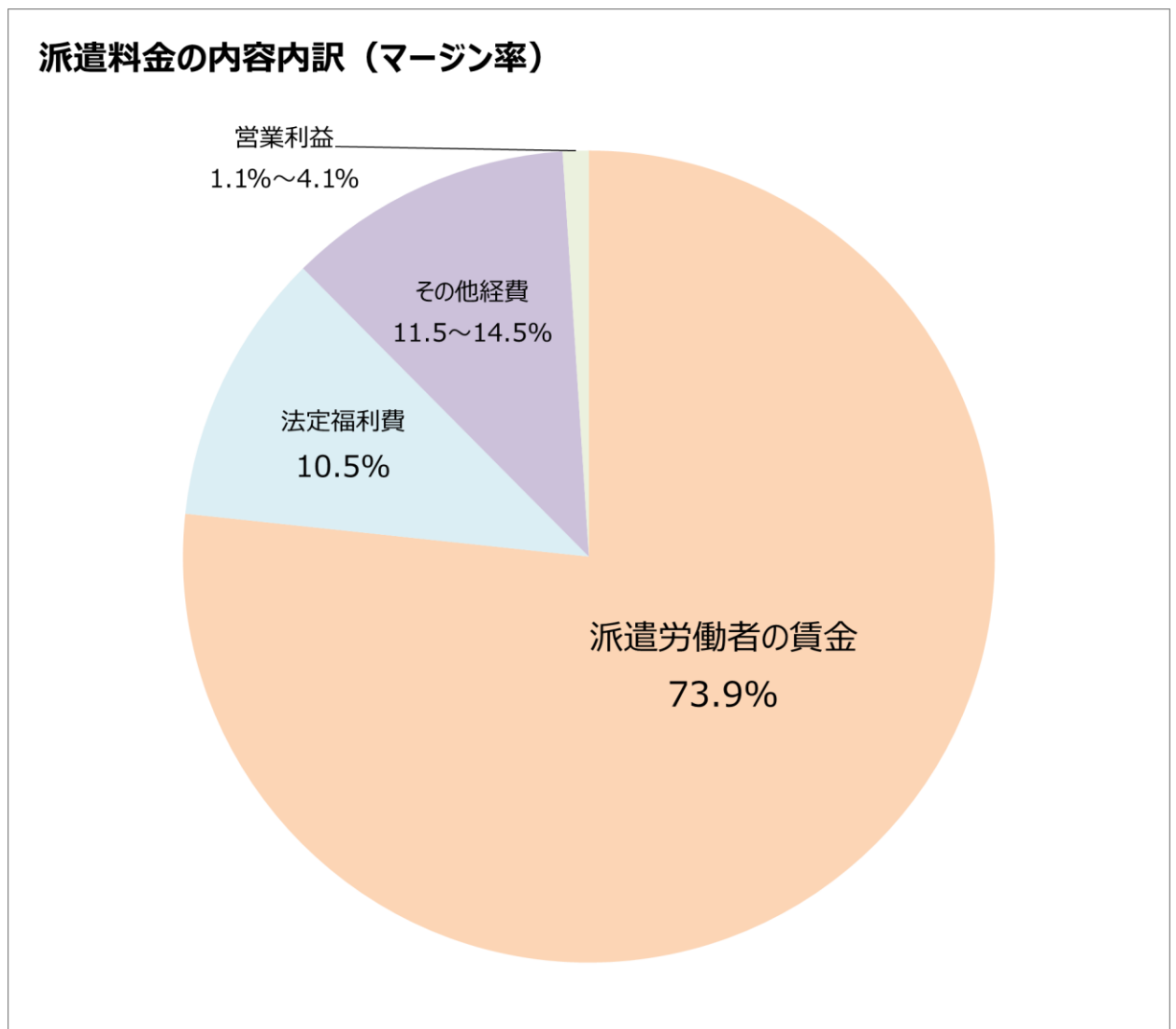
改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率 = 派遣料金の平均額 / 派遣労働者の賃金の平均額

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）



※その他経費は、教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、広告宣伝費、労務管理費、事務所費、水道光熱費、車両費等が含まれます。